(ニ) 火災及び爆発の防止に関する構造
(ホ) 耐震構造
(ヘ) 耐津波構造（加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十七号。以下「事業許可基準規則」という。）第八条に規定する基準津波に対して加工施設の安全機能が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。）
(ト) その他の主要な構造

第二条第一項第一号ホ⑵の次に同号ホ⑶として次を加える。

⑶ 保管廃棄施設の最大保管廃棄能力

第二条第一項第三号の次に次の二号を加える。

四 法第十三条第二項第五号の加工施設における放射線の管理に関する事項については、次に掲げる事項を記載すること。
イ 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物による放射線被ばくの管理の方法
ロ 放射性廃棄物の廃棄に関する事項
ハ 周辺監視区域の外における実効線量の算定の条件及び結果
五 法第十三条第二項第六号の加工施設において核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。以下同じ。）になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項については、次に掲げる事故の区分に応じ、それぞれ次に定める事項について記載すること。
イ 設計基準事故（事業許可基準規則第一条第二項第一号に規定する設計基準事故をいう。以下同じ。）事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果
ロ 重大事故に至るおそれがある事故（設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」と総称する。）事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果

第二条第二項第六号及び第七号を次のように改める。

六 加工施設の放射線の管理に関する説明書
七 加工施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する説明書

第二条第二項第八号中「行なつて」を「行つて」に改め、同条第三項中「、副本二通」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第二条の二　法第十四条第一号の原子力規制委員会規則で定める重大な事故は、設計上定める条件より厳しい条件の下において発生する事故であつて、次に掲げるものとする。
一 臨界事故
二 核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失

第三条第一項第一号中「あつては、前条第一項第一号」を「あつては第二条第一項第一号」に、「あつては、前条第一項第二号に掲げる区分によつて」を「あつては第二条第一項第二号に掲げる区分によつて」に改め、同条第二項中「記載し、法第十三条第二項第五号の加工施設における放射線の管理に関する事項の変更に係る場合にあつては第二条第一項第四号に掲げる事項を記載し、法第十三条第二項第六号の加工施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあつては第二条第一項第五号に掲げる事故の区分に応じそれぞれ同号イ及びロに定める事項を」に改め、同条第二項中「法第十三条第二項第三号」の下に「、第五号又は第六号」を加え、同項第四号及び第五号を削り、同項第三号を同項第五号とし、同号の次に次の二号を加える。

六 変更後における加工施設の放射線の管理に関する説明書
七 変更後における加工施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する説明書

第三条第二項第二号の次に次の二号を加える。

三 変更に係る加工施設の場所における気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書
四 変更に係る加工施設の設置の場所の中心から五キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地図

第三条第三項中「、副本二通」を削る。

第三条の二第一項第四号を同項第五号とし、同項第三号中イを削り、同号中ロをイとし、ハをロとし、ニをハとし、ホをニとし、ヘをホとし、トをヘとし、チをトとし、リをチとし、ヌをリとし、同号の次に次の一号を加える。

四 設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織（以下「設計及び工事に係る品質管理の方法等」という。）に関する次の事項
イ 品質保証の実施に係る組織
ロ 保安活動の計画
ハ 保安活動の実施
ニ 保安活動の評価
ホ 保安活動の改善

第三条の二第二項を次のように改める。

2 前項の申請書には、当該申請に係る設計及び工事の方法が法第十六条の二第三項第二号の技術上の基準（以下この条及び次条において「設計及び工事の方法の技術上の基準」という。）に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを説明した書類並びに当該申請に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が同項第三号の技術上の基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。

第三条の三第一項中「申請書を」の下に「原子力規制委員会に」を加え、同項第二号中「行なう」を「行う」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 変更に係る前条第一項第四号に掲げる設計及び工事に係る品質管理の方法等

第三条の三第二項を次のように改める。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に原子力規制委員会に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略することができる。
一 変更に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを説明した書類
二 変更に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が法第十六条の二第三項第三号の技術上の基準に適合していることを説明した書類

第三条の四中「法第十六条の二第二項」の下に「ただし書」を加え、「第三条の六の二及び第三条の十六の三第二項第一号」を「第三条の十六の三第三項第一号」に改める。

第三条の六第三号中「建物、」を削る。

第三条の六の二を次のように改める。

第三条の六の二　削除

第三条の六の四の見出し中「通知書」を「通知書等」に改め、同条第三項中「第一項」を「第二項」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

原子力規制委員会は、第三条の五第一項の申請書の提出を受けた場合には、第三条の六各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書（法第十六条の三第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）を定めるものとする。

第三条の十一第一号中「第二条第一項第一号ル」を「第二条第一項第一号ト」に改める。

第三条の十二第四項中「及び副本二通」を削る。